

法務総合研究所研究部報告

10

—第1回犯罪被害実態（暗数）調査—

2000

法務総合研究所

は し が き

この研究部報告第10号は、法務省（法務総合研究所）が平成11年度に実施した「第1回犯罪被害実態（暗数）調査」の結果をとりまとめて刊行するものである。

近時、犯罪被害者に関する問題が、国会やマスコミにおいて大きく取り上げられるなど国民の高い関心を集め、この問題に対する行政の積極的な取組が求められているところから、法務省においても、暗数を含めた犯罪被害の実態を本格的に調査し、より正確な犯罪動向を把握することが必要不可欠と考え、今般、犯罪被害実態調査を実施することとしたものであり、本報告は、その調査結果を統計的手法を用いて詳細に分析した報告書である。

英米等の主要先進国では、社会で発生している犯罪被害の多くが警察に届けられておらず、警察の認知件数は、特定の凶悪犯罪等を除いて、実際に発生した犯罪被害の一部であるという認識が深まっており、認知件数以外の方法で犯罪被害発生率を測定する指標として、最新の統計学の知識とコンピュータによる大量のデータ処理機能を使って行われる、「犯罪被害実態調査」が開発されて、定期的を実施され、その結果が刑事政策に反映されている。そこで、我が国でも、今後継続的に犯罪被害実態調査を実施し、より正確な犯罪動向を把握することを目的として、本調査を実施することとしたものである。

なお、本調査は、国連犯罪・司法研究所（UNICRI）を中心としたワーキンググループの監督の下に、33か国が参加して2000年に実施されている第4回国際犯罪被害実態調査に参加する形で実施したものである。

本報告書が、今後の我が国の犯罪防止策を検討するための議論に何程かの貢献をなし得るとすれば幸いであり、今後、犯罪被害実態調査の意義が広く理解され、更に発展することを願うものである。

最後に、本調査実施に当たって御協力、御助言をいただいた法務省刑事局及び関係者の方々に対し、改めて謝意を表する次第である。

平成12年5月

法務総合研究所長

頃 安 健 司

第1回犯罪被害実態（暗数）調査

前研究官（現横浜刑務所首席矯正処遇官）

浜井浩一

前研究官（現函館地方検察庁次席検事）

安東美和子

研究官

立谷隆司

研究官

横地環

研究官補

岡田和也

目 次

はじめに（研究の経緯や意義）	5
第1 調査の実施概要	7
1 調査の目的	7
2 調査の方法	7
(1) 調査対象者	7
(2) 調査方法	7
(3) 調査の実施状況	7
(4) 質問項目	8
(5) 分析方針	9
第2 調査結果と分析	10
1 調査対象者の属性	10
2 世帯犯罪被害	12
(1) 自動車盗	12
(2) 車上盗	13
(3) 自動車損壊	14
(4) バイク盗	15
(5) 自転車盗	16
(6) 不法侵入	17
(7) 不法侵入未遂	18
3 個人犯罪被害	19
(1) 強盗及び強盗未遂	19
(2) スリ等の窃盗	20
(3) 性的暴行	21
(4) 暴行・脅迫	22
(5) 消費者詐欺	23
(6) 汚職	23
4 犯罪に対する不安と防犯活動等	23
(1) 犯罪に対する不安	23
(2) 警察活動に関する認識	27
(3) 量刑意見等	29
(4) 住居の防犯設備	32
(5) 銃器の所有	33
(6) 夜間外出頻度	33
5 まとめ（罪種別被害率や申告率の比較等）	35
第3 総合的分析（統計解析）	38
1 クロス集計分析	38
(1) 犯罪被害の有無に与える要因	38

(2) 犯罪に対する不安に与える要因	51
(3) 量刑意見等に与える要因	62
2 ロジスティック回帰分析	72
(1) 犯罪被害の有無に与える要因	72
(2) 犯罪に対する不安に与える要因	76
(3) 量刑意見等に与える要因	77
3 まとめ	79
第4 1989年調査との比較	81
第5 諸外国（先進国）との比較	85
1 被害率	85
2 申告率	92
3 犯罪に対する不安	97
4 警察の防犯活動に関する認識	99
おわりに	101
参考文献	102
注	103
参考資料	105
1 単純集計表	107
2 質問紙（日本語版）	137